

## 1 令和元年度海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画

### 1.1 運動の趣旨

全国海難防止強調運動は、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、広く国民に対し、「海難ゼロへの願い」をスローガンに国、地方自治体、関係民間団体が連携して、海難防止思想の普及、高揚を図り、もって海難発生の防止に寄与しようとするものである。

これら趣旨を踏まえ、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに令和元年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとする。

### 1.2 運動期間

令和元年7月16日（火）から31日（水）まで（16日間）

### 1.3 運動方針

第10次交通安全基本計画における海上交通分野の目標である

- ・ 2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。
- ・ 「ふくそう海域」における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚げ事故の発生率（通航隻数100万隻当たり76隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。
- ・ 海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とする。

に基づき、全国海難防止強調運動実行委員会が策定した実施計画として、平成28年度から令和2年度までの運動方針の重点事項を、「小型船舶の海

難防止」、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」、「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」と定めており、これを踏まえて沖縄地方にあっても、次の重点事項を定め運動を展開するものとする。

#### **重点事項①：「小型船舶の海難防止」**

沖縄地方においては、小型船舶のプレジャーボートと漁船による海難が全体の約7割を占めている現状であり、特に乗揚げ海難と衝突海難が多く全体の約4割を占めています。その原因としては、船位不確認、次いで船体機器整備不良によるものが多く操船経験が10年以上の操船者による事故が約6割を占めているということは、慣れや億段に頼って事故を発生させていると考えられることから、改めて乗揚げ海難に対しては自船の位置や水路の確認の徹底について、衝突海難等に対しては自船の安全確保3か条（①発航前、機関や燃料の点検の実施、②発航時、常時見張りの徹底、③故障時に備え、救助支援者の確保）の励行について徹底を推進し、併せて「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」を周知啓発し、海難防止活動を推進していくこととする。

#### **重点事項②：「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」**

沖縄地方において漁船の事故は、平成28年から減少傾向に転じたが、乗揚げ海難に次いで衝突海難の2つの事故種類で約半数を占めている。発生原因は居眠り運航、見張り不十分であり、「常時適切な見張りの徹底」、「居眠り防止」「AISの普及」について推進していくこととする。

#### **重点事項③：「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」**

海中転落した乗船者の安全を確保するために「①海上に浮く」、「②速やかな救助要請」という2点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船について自己救命策確保の3つの基本（①ライフジャケット常時着用、②連絡手段の確保、③118番緊急電話番号の普及）確保に関する周知徹底を推進する。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて、救命胴衣の着用徹底を図る。

## 1.4 実施事項

### (1) 広報活動

海難防止にかかる理解を広く沖縄県民に浸透させるため、以下のとおり広報活動を実施する。

- イ 各報道機関及び地方自治体の広報誌等を通じた周知
- ロ 連絡会議構成団体及び団体傘下企業等の発行する新聞・広報誌等による本運動の周知
- ハ 連絡会議構成団体及び団体傘下企業等のほか、フェリー・旅客船乗り場、マリーナ、漁協等で目につきやすい場所へのポスターの掲示
- ニ 横断幕、立看板及び電光掲示板等を利用した本運動の周知
- ホ 官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内等における場内放送のほか、漁業無線を利用した本運動の周知
- ヘ 海運・漁業・マリンレジャー等の海事関係者にパンフレット等を配布
- ト 連絡会議構成団体のホームページを利用した本運動の周知
- チ 海上におけるイベント、行事等を利用した本運動の周知

### (2) 安全に関する指導等

- イ 海運・漁業・マリンレジャー等の海事関係者の会合等を利用した海難防止講習の実施
- ロ 海上におけるイベント、行事等を利用してプレジャーボート利用者等の参加者及び主催者等を対象にした安全指導の実施
- ハ 訪船指導及び訪問指導等により、船舶の運航に直接携わる者及び指導・監督する立場にある者に対して重点事項をはじめとした安全に関する指導の実施

### (3) その他

本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項については、期間にこだわることなく実施する。

## 2 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動実施計画

### 2.1 目的

船舶海難防止のため、年間通して様々な安全啓発活動等を実施しているところ、マリンレジャーやクルージングといった海での活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、船舶運航者及び乗船者等が海で安全に楽しく活動できるよう、重点事項を周知啓発するとともに、地域と連携した安全対策を推進し、かつ、各関係機関との連携を強化した取り組みを行うことによって、船舶海難及び船舶海難に伴う乗船者の人身事故等の減少を図る。

### 2.2 運動のテーマ

海で安全に楽しく遊ぶために ～大切な命は自分で守る～

### 2.3 実施期間

令和2年4月29日（土）から5月6日（月）までの8日間

### 2.4 重点事項

令和2年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項

- ① 小型船舶の海難防止
- ② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ ライフジャケットの常時着用等事故救命策の確保

について、管内における平成30年船舶海難の発生状況を考慮し、以下の項目を推進して活動を実施する。

#### (1) プレジャーボート等に対する安全対策の推進

共通項目→自船の安全確保3か条の周知啓発

- ・発航前、機関や燃料の点検の実施
- ・発航時、常時見張りの徹底
- ・故障時に備え救助支援者の確保

#### ① モーターボート類（モーターボート及びクルーザーボート）

航行予定海域の水路調査及び船位確認の励行

#### ② 水上オートバイ

遊具の曳航（トーイング）時、プレーヤー、曳航ロープ、遊具等の

監視励行（操縦者のほかに後方見張り役の補助者を同乗させることを呼びかけ） レンタル業者等への遵守事項の、安全啓発

③ 漁船

居眠り防止及び見張りの徹底

航行予定海域の水路調査及び船位確認の励行

係留時における安全対策の徹底

(2) 自己救命策確保の普及・推進

自己救命策確保の3つの基本

① ライフジャケットの常時着用 → 浮力の確保

マリンレジャーを楽しむ際は、ライフジャケットを常時着用

平成30年2月着用義務範囲拡大 → 着用の意識啓発、指導徹底

② 防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保 → 速やかな救助

要請、防水パックに入れた携帯電話を携行

③ 118番の有効利用 → 海の事件・事故は118番

万一事故にあった場合は、海上保安部に連絡

(3) 「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発

重点事項に掲げる内容が網羅されている「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発を行い、小型船舶操縦者の安全意識の高揚及び船舶海難防止を図る。

(4) 団体が提供している安全情報の利用

第十一管区海上保安本部及び沖縄気象台ホームページ等で提供されているマリンレジャー活動に有益な気象、潮汐等の安全情報を積極的に活用 → 気象現況・海上工事情報：海の安全情報ホームページ

→ マリンレジャーの注意事項：十一管区海上保安本部ホームページ

→ 気象予報：沖縄気象台ホームページ

→ 潮汐情報：海上保安庁海洋情報部ホームページ

## 2.5 その他

本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項（海難防止講習会、合同パトロール等）については、期間にこだわることなく実施する。